

**年度の予算には限りがありますので、申請前に必ずお問い合わせください。  
区役所 HP に制度の詳細と、申請書のデータがあります。ご活用ください。**

## 建築物のアスベスト調査費助成金交付制度のご案内

### <対象の建築物と建材>

江戸川区内に設置された、アスベストを含む疑いのある吹付け材等を有する建築物

- 建築物とは、住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫及び駐車場等です。
- 吹付け材等とは、吹付け材、断熱材、保温材また耐火被覆材  
(いわゆるレベル1建材、レベル2建材)です。
- ※ アスベスト飛散の恐れが少ない建材である成形板等(いわゆるレベル3建材)は対象外です。
- ※ 外壁等の仕上塗材は吹付工法で施工されたものも、大気汚染防止法が改正され、吹付け材ではなくなったため、令和3年4月から対象外になりました。

### <対象の調査>

平成17年4月1日以降に行っている調査で、次に該当するもの

- ① 吹付け材等にアスベストが含まれているか否かの調査
- ② 吹付け材等に含まれているアスベスト含有量の調査
- ③ 建築物(吹付け材等を有する箇所)の空気中のアスベスト濃度の調査  
※ アスベスト除去等の工事で実施する空気中のアスベスト濃度調査は、助成対象外です。ご注意ください。

### <分析・調査機関>

分析調査は、次に該当する専門の分析・調査機関で実施してください。

- ① 下記団体への登録機関、石綿測定ができる計量証明事業登録機関  
【主な問合せ先】一般社団法人日本環境測定分析協会 (電話 03-3878-2811)  
公益社団法人日本作業環境測定協会 (電話 03-5625-4280)  
東京都環境計量協議会 (電話 03-5812-4111)
- ② 令和2年厚生労働省告示第277号に定める者がいる機関

### <申請のできる方>

- ① **建築物を所有している方**  
建築物を複数で所有している場合は、その代表となる方が申請を行ってください。
- ② **建築物の使用若しくは管理を行っている方**  
この場合、**必ず**当該建築物を所有する方の承諾を受けてください。

### <助成額>

助成する金額は、アスベスト調査に要した費用の半額で、当該建築物1棟につき10万円を限度とします。

※ 1,000円未満切り捨て。(例:支払った費用35,000円の場合、助成額は17,000円です。)

### <必要書類> ※第1・2・4号様式は江戸川区のホームページからダウンロードができます。

- 江戸川区アスベスト調査費助成金交付申請書(第1号様式) ※押印・捨印が必要
- 承諾書(第2号様式) ※押印・捨印が必要
- アスベスト調査費助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(第4号様式)
- 調査に係る経費の請求書の写し及び領収書等その支払いが確認できるものの写し  
※請求書は、調査機関の名称、建築物の住所・呼称も記載されたもの及び対象建材のレベルがわかる内訳書が必要です。
- 調査結果(建築物の住所・呼称、採取日、調査機関の名称、調査方法も記載されたもの)の写し
- 調査建築物の全体写真及び吹付け材等使用箇所の現場写真
- その他必要と認める書類

【申請・問合せ先】江戸川区環境課指導係 電話 03-5662-1995  
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所北棟庁舎3階